(ロ)　北緯三五度五分東経一三九度三三分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ハ)　北緯三四度五七分東経一三九度一三分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ニ)　北緯三五度東経一三九度二三分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ホ)　北緯三五度六分東経一三九度二二分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ヘ)　北緯三五度九分東経一三九度二六分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ト)　北緯三四度五四分東経一三九度二一分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(チ)　北緯三五度四分東経一三九度二一分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(リ)　北緯三三度三三分東経一三六度三〇分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ヌ)　北緯三三度四〇分東経一三六度二五分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ル)　北緯三三度二八分東経一三六度三二分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ヲ)　北緯三三度二四分東経一三六度三七分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(ワ)　北緯三三度三九分東経一三六度三九分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
(カ)　北緯三三度三〇分東経一三六度三六分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域
期間　平成二十三年七月六日から平成二十三年七月十一日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第二十三号（平成二十三年六月十七日発行）、四管区水路通報第二十五号（平成二十三年六月二十二日発行）

○東北地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年七月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	陸前高田市気仙町字的場一〇番九から同市気仙町字木場九二番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月五日

○関東地方整備局告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。
平成二十三年七月五日　関東地方整備局長　下保　修
別表の指定番号十九の項業務区域欄中「埼玉県の全域、茨城県の区域（水戸市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町に限る。）、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、西方町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町に限る。）、群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町に限る。）、千葉県の区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市に限る。）及び東京都の区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町に限る。）」を「埼玉県の全域、茨城県の区域（水戸市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町に限る。）、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、西方町、壬生町、野木町、岩舟町に限る。）、群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町に限る。）、千葉県の区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市に限る。）及び東京都の区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町に限る。）」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
武蔵浦和事務所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
大宮事務所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目百二十一番一
川越事務所　埼玉県川越市並木四百八十八番地一
所沢事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目十三番一号
越谷事務所　埼玉県越谷市南越谷二丁目十三番二十九号
春日部事務所　埼玉県春日部市中央六丁目一番七号
熊谷事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十三番一号」

を

「イ　本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
武蔵浦和事務所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
大宮事務所　埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号
川越事務所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目百二十一番一
所沢事務所　埼玉県川越市並木四百八十八番地一
越谷事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目十三番一号
春日部事務所　埼玉県越谷市南越谷二丁目十三番二十九号
熊谷事務所　埼玉県春日部市中央六丁目一番七号
川越事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十三番一号」

に改める。

○関東地方整備局告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年七月五日　関東地方整備局長　下保　修
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　府中都市計画道路事業三・二・二の二号東京八王子線及び国立都市計画道路事業三・三・二号東京八王子線
三　事業施行期間　自平成二十三年七月五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都府中市西原町二丁目、北山町二丁目、西原町三丁目、西原町四丁目、西府町四丁目、西府町五丁目、国立市富士見台一丁目及び谷保地内
使用の部分　国立市富士見台一丁目地内